

帯広市文化賞文化奨励賞等選考基準

帯広市文化賞文化奨励賞等規則（昭和 50 年教育委員会規則第 16 号）に基づく受賞対象の選考は、次の基準によるものとする。

1 文化賞

(1) 活動歴

個人及び団体ともに、主に市内において 20 年以上の文化的活動の実績を有することを原則とする。

(2) 年齢

各分野で功績があり人望があついと認められる方で、60 歳以上とする。ただし、年齢については、選考委員会の決定があればこの限りではない。

(3) 文化奨励賞との関係

すでに文化奨励賞を受賞している場合は、原則としてその後 10 年以上の活動実績を選考の対象とする。

2 文化奨励賞

(1) 活動歴

個人及び団体ともに、主に市内において 10 年以上の文化的活動の実績を有することを原則とする。

(2) 年齢

将来の活躍が期待されると認められる方で、20 歳以上 60 歳未満とする。ただし、年齢については、選考委員会の決定があればこの限りではない。

3 文化活動功労賞

(1) 活動歴

個人及び団体ともに、主に市内において 25 年以上の文化的活動の実績を有することを原則とする。

(2) 年齢

長年の活動や功績が顕著と認められる方で、65 歳以上とする。ただし、年齢については、選考委員会の決定があればこの限りではない。

4 共通事項

(1) 住所または所在

個人：帯広市に在住していること

団体：帯広市に事務所を有していること

(2) 対象とする活動

生業及び趣味は問わないが、学校教育活動によるものは対象としない。

(3) 団体の要件

原則としてその構成員の半数以上が市内に居住していること。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 31 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。